

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



貴社全体についておうかがいします。

Q1

貴社の創業年と、派遣事業を開始した年はいつですか。
 ※ 創業年の1900年以前の場合は「1900」とご記入ください。
 ※ 派遣事業開始年は「1986」年以降でご回答ください。

【創業年】

西暦 年

【派遣事業開始年】

西暦 年

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q2

貴社は、いわゆる資本系グループ派遣会社にあたりますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q2SQ1

グループ内派遣が派遣事業全体の売上げに占める割合はどのくらいですか。

- 約 ...
- 1割
- 2割
- 3割
- 4割
- 5割
- 6割
- 7割
- 8割以上



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



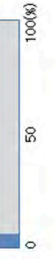
Q3

貴社は、優良派遣業者に認定されていますか。

- 1 ● はい
- 2 ● いいえ

前のページに戻る

次へ



※回答中にアラウガの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q4

貴社で現在実施している人材サービス関連事業について売上が多い順に3つまで選択してください。
2番目以降がない場合は、「他の事業はない」を選択してください。
また、今後展開を考えている事業は何ですか。

	回答方向			
	1 現在最も実施 （ひも実 つだけ 上が多 い事 業で	2 現在2番実 施した （ひ つだけ 上が多 い事 業で	3 現在3番実 施した （ひ つだけ 上が多 い事 業で	4 今後展開 （いく つでも ）を考 えている 事業
専門・技術系業務派遣	1 ●	1 ●	1 ●	1 ●
事務系業務派遣	2 ●	2 ●	2 ●	2 ●
製造系業務派遣	3 ●	3 ●	3 ●	3 ●
販売・サービス系業務派遣	4 ●	4 ●	4 ●	4 ●
日雇い等のスポット派遣	5 ●	5 ●	5 ●	5 ●
業務請負事業	6 ●	6 ●	6 ●	6 ●
人材紹介事業	7 ●	7 ●	7 ●	7 ●
外国人労働者を対象とした人材サービス事業	8 ●	8 ●	8 ●	8 ●
高齢者を対象とした人材サービス事業	9 ●	9 ●	9 ●	9 ●
クラウドソーシング事業	10 ●	10 ●	10 ●	10 ●
その他	11 ●	11 ●	11 ●	11 ●
他の事業はない	12 ●	12 ●	12 ●	12 ●

前のページに戻る

次へ



※回答中にアラウガの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



貴事業所の労働者派遣事業についてお答えをお願いします。

下記設問は2018年、2019年に提出した労働者派遣事業収支決算書の内容を転記してください。
一万円未満は四捨五入してください。実績がない場合には「0」をご記入ください。

(企業全体ではなく、事業所単位でお答えください。2018年、2019年に提出した労働者派遣事業収支決算書の内容を参照してください。)
(他の値がない場合には「0」をご記入ください。)

Q5
貴事業所の2017年度、2018年度の派遣事業による売上高はいくらですか。

Q5.1
2017年度(2018年報告分)

〇 億 〇 万円

Q5.2
2018年度(2019年報告分)

〇 億 〇 万円

Q5SQ
貴事業所の2017年度、2018年度の派遣事業による当期純利益はいくらですか。

Q5SQ1
2017年度

〇 億 〇 万円

Q5SQ2
2018年度

〇 億 〇 万円

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q6

貴事業所の取引先の派遣先事業所数(8月末現在)をお答えください。
実績がない場合には「0」をご記入ください。

事業所

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q7

取引先で最も多い企業規模(従業員規模)を選択してください。

- 1 ● 1～29人
- 2 ● 30～99人
- 3 ● 100～299人
- 4 ● 300～999人
- 5 ● 1000～4999人
- 6 ● 5000人以上

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q8

貴事業所における労働者派遣事業の売上高の多い取引先業種について、上位3つをお答えください。
取引先が一業種の場合は、2番目以降は「他の業種とは取引先していない」を選択してください。
(それぞれひとつずつ)

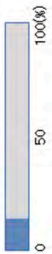
	回答方向		
	1 最も多い業種	2 2番目に多い業種	3 3番目に多い業種
建設業	1 ●	2 ●	3 ●
製造業	2 ●	3 ●	1 ●
情報通信業	3 ●	1 ●	2 ●
運輸業	4 ●	1 ●	2 ●
卸売・小売業	5 ●	1 ●	2 ●
金融・保険業	6 ●	1 ●	2 ●
飲食店・宿泊業	7 ●	1 ●	2 ●
医療・福祉	8 ●	1 ●	2 ●
その他サービス業	9 ●	1 ●	2 ●
官公庁・公的機関	10 ●	1 ●	2 ●
その他	11 ●	1 ●	2 ●
他の業種とは取引先していない	12 ●	1 ●	2 ●

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q9

貴事業所の派遣料金に占めるマージン率はどれくらいですか。

※マージン率は、派遣料金平均額と派遣労働者の賃金平均額の差額の、派遣料金平均額に占める割合です。

%

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



貴事業所で雇用する派遣労働者についておわかりします。

Q10

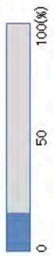
2017年度と2018年度の派遣労働者数等雇用実績(実人数)をご記入ください。
(労働者派遣事業報告の第2面「年度報告1」の内容から転記してください)
いない場合は「0」を入れてください。

 回答方向		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
		人	人
1	2017年度(2018年報告分)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
2	2018年度(2019年報告分)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q10SQ

今後、労働者派遣事業を継続しますか。

- 1 ● 継続予定
- 2 ● 継続しない
- 3 ● わからない

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q11

2018年度の直事業所の有期派遣労働者について、労働者派遣契約の通算期間毎の人数をご記入ください。
いない場合は「0」を入れてください。

2018年度の有期雇用派遣労働者の人数○○○(Q10.2.2回答再掲)人

1年以下	0	人
1年を超え2年以下のもの	0	人
2年を超え3年以下のもの	0	人
3年を超え4年以下のもの	0	人
4年を超え5年以下のもの	0	人
5年を超えるもの	0	人
合計	0	人

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にグラフの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q12

2018年度の労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)をご記入ください。
 (2019年提出の労働者派遣事業報告の第2面「年度報告」の内容から転記してください)
 それぞれ契約の「ない」場合は「0」を入れてください。

1日以下のもの	0	件
1日を超え7日以下のもの	0	件
7日を超え1月以下のもの	0	件
1月を超え2月以下のもの	0	件
2月を超え3月以下のもの	0	件
3月を超え6月以下のもの	0	件
6月を超え12月以下のもの	0	件
1年を超え3年以下のもの	0	件
3年を超えるもの	0	件
合計契約件数	0	

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にグラフの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q13

2018年度に雇用した派遣労働者について、最も人数の多い年齢層と、一番年上の年齢層をお答えください。(それぞれ1のつづつ)

 回答方向	1	最も人数の多い年齢層	1	0	
	2	一番年上の年齢層	2	0	
			20歳未満	1	0
			20～24歳	2	0
			25～29歳	3	0
			30～34歳	4	0
			35～39歳	5	0
			40～44歳	6	0
			45～49歳	7	0
			50～54歳	8	0
		55～59歳	9	0	
		60歳以上	10	0	

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効となりますのでご注意ください)



Q14

2018年度に雇用した全派遣労働者のうち、3年以上雇用している人は、何割くらいですか。

- 1 ● 1割未満
- 2 ● 1~2割未満
- 3 ● 2~3割未満
- 4 ● 3~4割未満
- 5 ● 4~5割未満
- 6 ● 5割以上

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効となりますのでご注意ください)



Q15

2018年度中に離職した、有期雇用派遣労働者の実人数を教えてください。
そのうち、同一組織単位(派遣先)での契約が、あと1回更新されれば、継続就業見込みが3年に達した者はどの程度いましたか。
離職者がいない場合には0を入力してください。

2017年度有期雇用派遣労働者数○○○(Q10.1.2回答再掲)人のうち、

		労働契約の中途解除		契約不更新	
		会社都合によるもの	自己都合によるもの	契約不更新の合計人数	うち、自己都合によるもの
1	2018年度の離職者数	□人	□人	□人	□人
2	うち、同一組織単位(派遣先)での派遣期間が3年に至る前(あとも一回の契約更新前)に離職した者の人数	□人	□人	□人	□人

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



貴事業所の社員(派遣労働者を除く)についておうかがいします。

Q16
貴事業所で働く派遣労働者以外の社員数と営業担当者等についてお答えください。

派遣労働者以外の社員数(契約社員等、正社員以外の雇用形態の者も含む)

人

うち正社員の数

人

うち営業担当者数(契約社員等、正社員以外の雇用形態の者も含む)

人

※「うち正社員の数」と「うち営業担当者数」と「派遣労働者以外の社員数」以下となるようにお答えください。

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q17
貴事業所にキャリアコンサルタント資格保持者は何人いますか。(派遣事業報告書からの転記)

人

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q18

貴事業所で働く派遣労働者以外の社員について、中途採用で入社した社員はどのくらいの割合を占めますか。

- 1 1割未満
- 2 1～2割未満
- 3 2～3割未満
- 4 3～4割未満
- 5 4～5割未満
- 6 5～6割未満
- 7 6～7割未満
- 8 7～8割未満
- 9 8割以上

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



貴事業所における、派遣業務と賃金についておうかがいします。

Q19

下記<業務リスト>のうち、2019年労働者派遣事業報告書で報告した業務を選択してください。(いくつでも)

- 1 法人・団体役員
- 2 法人・団体管理職員
- 3 その他管理的職業従事者
- 4 研究者
- 5 農林水産技術者
- 6 製造技術者
- 7 建築・土木・測量技術者
- 8 情報処理・通信技術者
- 9 その他の技術者
- 10 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 11 保健師、助産師、看護師
- 12 医療技術者
- 13 その他の保健医療従事者
- 14 社会福祉専門職業従事者
- 15 法務従事者
- 16 経営・金融・保険専門職業従事者
- 17 教員
- 18 宗教家
- 19 書店・記号編集者
- 20 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
- 21 音楽家、舞台芸術家
- 22 その他の専門職業従事者
- 23 一般事務従事者
- 24 会計事務従事者
- 25 生産関連事務従事者
- 26 営業・販売事務従事者
- 27 外勤事務従事者
- 28 運輸・郵便事務従事者
- 29 事務用機器操作員
- 30 商品販売従事者
- 31 販売類似職業従事者
- 32 営業職業従事者
- 33 家庭生活支援サービス職業従事者
- 34 介護サービス職業従事者
- 35 保健医療サービス職業従事者
- 36 生活衛生サービス職業従事者
- 37 飲食調理従事者
- 38 接客・給仕職業従事者
- 39 居住施設ビル等管理人
- 40 その他のサービス職業従事者
- 41 農業従事者
- 42 漁業従事者
- 43 生産設備制御・監視従事者
- 44 機械組立設備制御・監視従事者
- 45 製品製造・加工処理従事者
- 46 機械組立従事者
- 47 機械整備・修理従事者
- 48 製品検査従事者
- 49 機械検査従事者
- 50 生産関連・生産類似作業従事者
- 51 鉄道運転従事者
- 52 自動車運転従事者
- 53 船舶・航空機運転従事者
- 54 その他の輸送従事者
- 55 定置・建設機械運転従事者
- 56 建設従事者
(建設躯体工事従事者を除く)
- 57 電気工事従事者
- 58 探掘従事者
- 59 運搬従事者
- 60 清掃従事者
- 61 包装従事者
- 62 分類不能の職業

※回答中にグラフの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制)になりますのでご注意ください。



Q20

く業務リストのうち、貴事業所において、派遣労働者数が多いものから9つお選びください。
(それ以外はつづ)

	回答方向		
	1位	2位	3位
法人・団体役員	10	10	10
法人・団体管理職員	20	20	20
その他の管理的職業従事者	30	30	30
研究者	40	40	40
農林水産技術者	50	50	50
製造技術者	60	60	60
建築・土木・測量技術者	70	70	70
情報処理・通信技術者	80	80	80
その他の技術者	90	90	90
医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	100	100	100

	1位	2位	3位
保健師・助産師・看護師	10	10	10
医療技術者	10	10	10
その他の保健医療従事者	10	10	10
社会福祉専門職業従事者	10	10	10
法務従事者	10	10	10
経営・金融・保険専門職業従事者	10	10	10
教員	10	10	10
宗教家	10	10	10
著述家・記者・編集者	10	10	10
美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者	20	20	20
音楽家・舞台芸術家	20	20	20
その他の専門的職業従事者	20	20	20
一般事務従事者	20	20	20
会計事務従事者	24	24	24
生産関連事務従事者	25	25	25
営業・販売事務従事者	26	26	26
外勤事務従事者	27	27	27
運輸・郵便事務従事者	28	28	28
事務用機器操作員	28	28	28
商品販売従事者	30	30	30

	1	2	3
	1位	2位	3位
販売類似職業従事者	31	31	31
営業職業従事者	32	32	32
家庭生活支援サービス職業従事者	33	33	33
介護サービス職業従事者	34	34	34
保健医療サービス職業従事者	35	35	35
生活衛生サービス職業従事者	36	36	36
飲食物調理従事者	37	37	37
接客・給仕職業従事者	38	38	38
居住施設ビル等管理人	39	39	39
その他のサービス職業従事者	40	40	40
	1	2	3
	1位	2位	3位
農業従事者	41	41	41
漁業従事者	42	42	42
生産設備制御・監視従事者	43	43	43
機械組立設備制御・監視従事者	44	44	44
製品製造・加工処理従事者	45	45	45
機械組立従事者	46	46	46
機械整備・修理従事者	47	47	47
製品検査従事者	48	48	48
機械検査従事者	49	49	49
生産関連・生産類似作業従事者	50	50	50

	1	2	3
	1位	2位	3位
鉄道運転従事者	51	51	51
自動車運転従事者	52	52	52
船舶・航空機運転従事者	53	53	53
その他の輸送従事者	54	54	54
定置・建設機械運転従事者	55	55	55
建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	56	56	56
電気工事従事者	57	57	57
採掘従事者	58	58	58
運輸従事者	59	59	59
清掃従事者	60	60	60
	1	2	3
	1位	2位	3位
包装従事者	61	61	61
分類不能の職業	62	62	62

次へ

前のページに戻る



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q20S01

お答えいただいた、派遣労働者数が多い業務について、1日8時間当たりの平均賃金と派遣料金額をご記入ください。
2018年労働者派遣事業報告書の第3面に記入された内容を参照してご回答ください。

回答方向		人数	平均賃金 (1日8時間当たりの額)	平均派遣料金額 (1日8時間当たりの額)
1	1位(OOO)(a20.1回答テスト再掲))	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
2	2位(OOO)(a20.2回答テスト再掲))	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
3	3位(OOO)(a20.3回答テスト再掲))	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q20S02

選択した職種について、賃金表がありますか。(それぞれひとつずつ)

回答方向		派遣労働者の有する能力やスキル、職位、職階に基づいた賃金表がある	必要能力やスキルに基づいた派遣料金表があり、それに伴って賃金が決まる(賃金表はない)	必要能力やスキルに基づいた派遣料金表や、賃金表はない
1	1位(OOO)(a20.1回答テスト再掲))	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	2位(OOO)(a20.2回答テスト再掲))	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	3位(OOO)(a20.3回答テスト再掲))	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(これまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q21

派遣労働者の手取り賃金(通勤手当除く)には、以下の項目が反映されていますか。
(それぞれひとつずつ)

		反映されていない	3
		一部の派遣労働者に	2
		すべての派遣労働者に	2
		賃金に反映されていない	1
1 職務の内容	1	2	3
2 職務の成果	1	2	3
3 能力・経歴	1	2	3



前のページに戻る

次へ

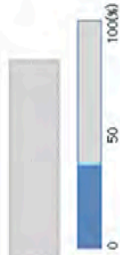
※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(これまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q21SQ

前問で派遣労働者の手取り賃金(通勤手当除く)に「一部の派遣労働者に反映されている」「反映されていない」を選択した項目についてうかがいます。
今後、反映する見直しを考えていますか。(それぞれひとつずつ)

		考えている	1	2
		考えていない	1	2
		1 職務の内容	1	2
		2 職務の成果	1	2
3 能力・経歴	1	2		



前のページに戻る

次へ

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が消失いたしますのでご注意ください)



Q23
貴事業所には「キャリアラダー」あるいは「キャリアマップ」がありますか。

- 1 ● ある
- 2 ● ない
- 3 ● わからない

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が消失いたしますのでご注意ください)



貴事業所における、キャリア形成支援についておうかがいします。
派遣労働者のキャリア相談とキャリアラダーについて

Q22
貴事業所では、どのように派遣労働者のキャリア相談、面談を行っていますか。(いくつでも)

- 1 営業担当者が日々のフォローの中で相談に乗っている
- 2 営業担当者がフォローとは別にキャリア相談の機会を設けている
- 3 希望者のみキャリアコンサルタントがキャリア相談に応じている
- 4 稼働者全員がキャリアコンサルタントによるキャリア面談を受けている
- 5 その他(具体的に:)

前のページに戻る 次へ



※回答中にラウガの戻るを使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q23SQ1

「ある」と答えた事業所にお伺いします。どの業種について「キャリアラダー」や「キャリアマップ」がありますか。下記から選択してください。(複数可)

- 1 法人・団体役員
- 2 法人・団体管理職員
- 3 その他管理職的職業従事者
- 4 研究者
- 5 農林水産技術者
- 6 製造技術者
- 7 建築・土木・測量技術者
- 8 情報処理・通信技術者
- 9 その他の技術者
- 10 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師
- 11 保健師・助産師・看護師
- 12 医療技術者
- 13 その他の保健医療従事者
- 14 社会福祉専門職業従事者
- 15 法務従事者
- 16 経営・金融・保険専門職業従事者
- 17 教員
- 18 宗教家
- 19 著述家・記者・編集者
- 20 美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者
- 21 音楽家・舞台芸術家
- 22 その他の専門的職業従事者
- 23 一般事務従事者
- 24 会計事務従事者
- 25 生産関連事務従事者
- 26 営業・販売事務従事者
- 27 外勤事務従事者
- 28 運輸・郵便事務従事者
- 29 事務用機器操作員
- 30 商品販売従事者
- 31 販売類似職業従事者
- 32 営業職業従事者
- 33 家庭生活支援サービス職業従事者
- 34 介護サービス職業従事者
- 35 保健医療サービス職業従事者
- 36 生活衛生サービス職業従事者
- 37 飲食物調理従事者
- 38 接客・給仕職業従事者
- 39 居住施設・ビル等管理人
- 40 その他のサービス職業従事者
- 41 農業従事者
- 42 漁業従事者
- 43 生産設備制御・監視従事者
- 44 機械組立設備制御・監視従事者
- 45 製品製造・加工処理従事者
- 46 機械組立従事者
- 47 機械整備・修理従事者
- 48 製品検査従事者
- 49 機械検査従事者
- 50 生産関連・生産類似(作業従事者)
- 51 鉄道運転従事者
- 52 自動車運転従事者
- 53 船舶・航空機運転従事者
- 54 その他の輸送従事者
- 55 定置・建設機械運転従事者
- 56 建設従事者
(建設躯体工事従事者を除く)
- 57 電気工事従事者
- 58 採掘従事者
- 59 運搬従事者
- 60 清掃従事者
- 61 包装従事者
- 62 分類不能の職業

※回答中にラウガの戻るを使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q23SQ2

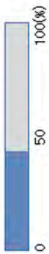
「ある」と答えた事業所にお伺いします。無期/有期雇用派遣労働者について「キャリアラダー」や「キャリアマップ」の適用はどのようになっていますか。

- 1 無期/有期雇用派遣労働者は同じように適用している
- 2 無期/有期雇用派遣労働者で適用内容や方法が異なる
- 3 無期雇用派遣労働者のみ適用している
- 4 有期雇用派遣労働者のみ適用している

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q23SQ3

「ある」と答えた事業所にお伺いします。

どのような場面で「キャリアラダー」や「キャリアマップ」を活用していますか。(いくつでも)

- 1 派遣労働者の登録や採用時の面談で使っている
- 2 派遣労働者のキャリア相談、面談の際に使っている
- 3 派遣労働者に資金の説明をする際に使っている
- 4 派遣先に派遣労働者のキャリア形成支援や能力開発について説明する際に使っている
- 5 派遣先に派遣料金の交渉をする際に使っている
- 6 その他(具体的に:)

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q23SQ4

「ある」と答えた事業所にお伺いします。

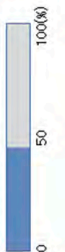
「キャリアラダー」や「キャリアマップ」と、派遣料金表や賃金表は連動していますか。

- 1 連動している
- 2 連動していない

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(これまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



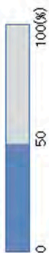
Q23SQ5

「ある」と答えた事業所にお伺いします。いつから「キャリアラダー」や「キャリアマップ」を導入していますか。

- 1 ● 2015年の改正派遣法の施行より前から導入している
- 2 ● 2015年の改正派遣法の施行から1年以内に導入した
- 3 ● 2015年の改正派遣法の施行から1年経過後から導入した

前のページに戻る

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(これまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



派遣労働者の教育訓練とキャリア形成支援について

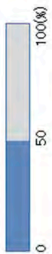
Q24

貴事業所で実施している派遣労働者への研修を選択してください。そのうち、法定の研修はどれにあたりますか。(それぞれいくつでも)

※「法定の研修」とは、教育訓練計画に基づき実施している有給・無償の研修のことです。

回答方向		1	2
		1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
		7	7
		8	8
		9	9
		10	10
		11	11
		12	12
13	13		

※回答中にラウガの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

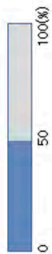


Q25

貴事業所では、法定の研修などのように実施していますか。(いくつでも)

- 1 eラーニング
- 2 提携スクール(外部委託)
- 3 派遣元での集合研修
- 4 その他(具体的に:)

前のページに戻る



※回答中にラウガの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q26

貴事業所の実施する研修メニューの中で派遣労働者に人気があるものを選んでください。(いくつでも)

- 1 派遣前研修(派遣先での仕事に直接関係する内容で、先立って行われる研修)
- 2 安全衛生に関する研修
- 3 情報保護に関する研修
- 4 コンプライアンス研修
- 5 ビジスマナー研修(名刺の渡し方や電話応対等、社会人スキル研修)
- 6 初級OASスキル研修(初歩のワード、エクセル等)
- 7 上級OASスキル研修(エクセルマクロ、アクセス構築等)
- 8 語学研修
- 9 階層別研修(リーダーシップ、マネジメント研修)
- 10 職務に必要な資格取得に関する研修(簿記、証券外務員、フォークリフトなど)
- 11 職務別専門研修(経理、貿易、営業、SE、RM等の実務研修)
- 12 キャリアセミナー(派遣労働者のキャリア意識の啓発等)
- 13 その他

前のページに戻る



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q26SQ1

そのうち、人気のある研修を選んで、研修名をご記入ください。(1つまで)

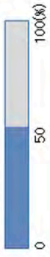
- 1 派遣前研修(派遣先での仕事に直接関係する内容で、先立って行われる研修) 【研修名:
- 2 安全衛生に関する研修 【研修名:
- 3 情報保護に関する研修 【研修名:
- 4 コンプライアンス研修 【研修名:
- 5 ビジネスマナー研修(名刺の渡し方や電話応対等、社人スキル研修) 【研修名:
- 6 初級OASスキル研修(初歩のワード、エクセル等) 【研修名:
- 7 上級OASスキル研修(エクセルマクロ、アクセス構築等) 【研修名:
- 8 語学研修 【研修名:
- 9 階層別研修(リーダーシップ、マネジメント研修) 【研修名:
- 10 職務に必要な資格取得に関する研修(簿記、証券外務員、フォークリフトなど) 【研修名:
- 11 職務別専門研修(経理、貿易、営業、SE、RM等の実務研修) 【研修名:
- 12 キャリアセミナー(派遣労働者のキャリア意識の啓発等) 【研修名:
- 13 その他(〇〇〇〇(Q26_SNT13_1)回答再掲) 【研修名:



前のページに戻る

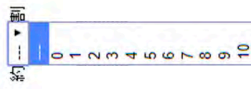
次へ

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除されますのでご注意ください)

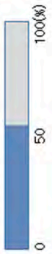


Q27

貴事業所の実施する教育訓練やキャリア形成支援制度(法定の研修以外も含みます)を利用しない者は派遣労働者全体の何割くらいですか。



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

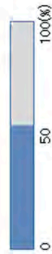


Q28

教育訓練計画対象者で教育訓練やキャリア形成支援等の受講を希望しない方に対し、受講を促す施策ごどのようなものがありますか。(いくつでも)

- 1 受講を促すメールや案内を送る
- 2 フォローの担当者等が受講を促す
- 3 特に何もしない
- 4 その他(具体的に:)

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

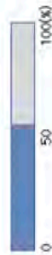


Q29

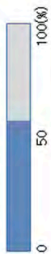
貴社で行う、派遣労働者に対する教育訓練やキャリア形成支援はどのような効果があると思われませんか。(いくつでも)

- 1 派遣労働者の満足度を高めることができる
- 2 能力向上に対する派遣労働者の希望に答えられる
- 3 派遣労働者のキャリア意識を高めることができる
- 4 派遣会社としてのイメージがよくなる
- 5 派遣労働者の定着率が上がる
- 6 派遣労働者の定着率があがる
- 7 派遣労働者の質を一定以上のレベルに保つ
- 8 派遣労働者の付加価値を上げ、より高い派遣料金で派遣できる
- 9 派遣労働者に紹介する仕事が増える
- 10 その他(具体的に:)

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラブラの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



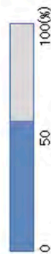
貴事業所における、雇用安定措置についてお聞きします。

Q30

雇用安定措置の説明/周知は派遣労働者に対してどのように行っていますか。(いくつでも)

- 1 派遣会社の担当者との面談で説明する
- 2 書面を配布している(パンフレット、チラシ、給与明細など)
- 3 派遣労働者用のWEBサイト(マイページなど)
- 4 メール
- 5 説明会、登録会、勉強会など
- 6 電話
- 7 その他(具体的に:)
- 8 対象者がいないので、行っていません

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラブラの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



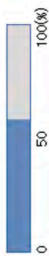
Q31

昨年度(2018年度)、下記の措置での希望者数はどのくらいでしたか。

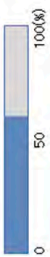
派遣先への直接雇用の依頼(第1号措置)	0	人
新たな派遣先の提供(第2号措置)注	0	人
派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用(第3号措置)	0	人
その他(紹介予定派遣、有給の教育訓練等)安定した雇用の継続(第4号措置)	0	人
合計	0	人

注「新たな派遣先の提供(第2号措置)」には、無期雇用派遣労働者への転換も含まれます。

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラブラの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



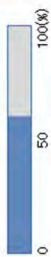
Q32

貴事業所では、どの雇用安定措置を講じましたか。(いくつでも)
(2018年に提出した労働者派遣事業報告書の内容から選択してください)

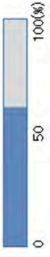
- 1 派遣先への直接雇用の依頼を講じた方(第1号措置)
- 2 新たな派遣先の提供を講じた方(第2号措置)注
- 3 派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用を講じた方(第3号措置)
- 4 その他安定した雇用の継続を図るための措置を講じた方(第4号措置)
- 5 雇用安定措置を講じていない(対象となる派遣労働者がいない等)

注「新たな派遣先の提供(第2号措置)」には、無期雇用派遣労働者への転換も含まれます。

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラブラの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q32SQ

雇用安定措置の対象者の人数をご記入ください。(内訳数を記入すれば、自動的に合計されます。該当者がいない場合には0を入力してください。)
(2019年に提出した労働者派遣事業報告書第2面「年度報告」の内容を転記してください。)

2018年度の有期雇用派遣労働者の人数○○○○(q10.2.2回答再掲)人

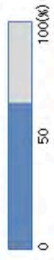
	3年見込みの者	3年未満の者	合計
1 派遣先への直接雇用の依頼を講じた方(第1号措置)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
2 うち、派遣先に雇用された人数	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
3 新たな派遣先の提供を講じた方(第2号措置)注	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
4 うち、新たな派遣先で就業した人数	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
5 派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用を講じた方(第3号措置)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
6 その他安定した雇用の継続を図るための措置を講じた方(第4号措置)	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

注「新たな派遣先の提供(第2号措置)」には、無期雇用派遣労働者への転換も含まれます。

前のページに戻る 次へ/回答不可



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q34

派遣先に直接雇用された派遣労働者のうち、期間の定めのない雇用(無期雇用)や、正社員に転換した人はどのくらいの割合ですか。

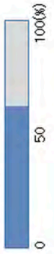
- 1 ● 派遣先への直接雇用の2割未満
- 2 ● 派遣先への直接雇用の2~5割未満
- 3 ● 派遣先への直接雇用の5~8割未満
- 4 ● 派遣先への直接雇用の8割以上
- 5 ● わからない

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)

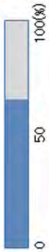


Q33

昨年度(2018年度)派遣先に直接雇用の依頼を譲じた事業所(第1号措置)にうかがいます。派遣先への直接雇用の依頼は、期間制限の抵当日から遡って約何か月前から行いましたか?

- 約 ...
- 1か月
- 2か月
- 3か月
- 4か月
- 5か月
- 6か月
- 7か月
- 8か月
- 9か月
- 10か月
- 11か月
- 12か月
- 1年以上

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効となりますのでご注意ください)



Q35

昨年度(2018年度)、派遣先に直接雇用された派遣労働者がいる事業所にうかがいます。派遣先への直接雇用になる際、どのような手続を行いましたか。(いくつでも)

- 1 対象者を紹介予定派遣に切り替えただで転換した
- 2 紹介料、もしくはそれと相当する費用を請求した
- 3 書面上の契約のみで、紹介料等の費用は請求していない
- 4 特に向っていない

前のページに戻る



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効となりますのでご注意ください)



Q36

昨年度(2018年度)、派遣先の直接雇用の依頼を請じた事業所(第1号措置)にうかがいます。直接雇用の依頼を請じたにもかかわらず、派遣先が直接雇用に至らなかった理由は何ですか。また、最も多かった理由は何ですか。

	1	2	最も多い理由
派遣先の基準に比べて派遣労働者の能力が不足しているから	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	派遣先が派遣労働者の能力が不足しているから
派遣先の登用試験や面接試験に不合格だったから	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	派遣先の登用試験や面接試験に不合格だったから
派遣先に新規の採用枠がなかったから	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6	派遣先に新規の採用枠がなかったから
派遣先で、派遣労働者がこれまで従事してきた業務が廃止されたから	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 8	派遣先で、派遣労働者がこれまで従事してきた業務が廃止されたから
専門的業務であること等により、派遣先が当該業務で直接雇用することを想定していないから	<input type="checkbox"/> 9	<input type="checkbox"/> 10	専門的業務であること等により、派遣先が当該業務で直接雇用することを想定していないから
派遣先との間で、直接雇用が成立した場合の手数料の条件が折り合わなかったから	<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 12	派遣先との間で、直接雇用が成立した場合の手数料の条件が折り合わなかったから
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	その他
わからない	<input type="checkbox"/> 13	<input type="checkbox"/> 14	わからない

前のページに戻る



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q38

無期雇用派遣労働者の配置権(配置転換命令権)の規定はありますか。

- 1 就業規則、内規等で明確に定まっている
- 2 明確に定まっていない
- 3 無期雇用派遣労働者はいない

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q37

昨年度(2019年度)派遣元で有期雇用派遣労働者から無期雇用派遣労働者へ転換した者がいる事業所にうかがいます。

無期雇用派遣労働者に転換した、法令遵守以外の理由は何ですか。(いくつでも)

- 1 同一の派遣先で長く働いてもらうため
- 2 様々な派遣先で働いてもらえるため
- 3 管理やリーダー的な役割につけるため
- 4 スキルが非常に高かったため
- 5 コミュニケーション能力が高かったため
- 6 ポテンシャルがありキャリアアップが見込めるため
- 7 勤続年数が長くなったため
- 8 人手が足りなかったため
- 9 付加価値派遣料金が上がるため
- 10 自社(事業所)の業績が良かったため
- 11 本人からの申し出があったため
- 12 その他(具体的に)
- 13 法令遵守以外の理由はない

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除となりますのでご注意ください)



Q38SQ
無期雇用派遣労働者の配置転換の際、下記の項目における範囲は、実際の運用ではどれにあてはまりますか。
(それぞれひとつずつ)
※雇用安定措置を講じたパターンがつけだけの場合は両方で同じ選択数をお進みください。

1	2	3	4
仕事（職種）の範囲	通勤時間の範囲	労働時間、曜日、日数の範囲	賃金の範囲
現在と同じ条件の範囲内で変更がある	本人が希望する条件の範囲内で変更がある	本人の希望を尊重するが、希望とは異なる変更が与えられる	範囲に限定なく、変更によりえる
1	2	3	4

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除となりますのでご注意ください)



Q39
雇用安定措置を講じた以下のパターンのうち、人数の最も多かったもの2つをお答えください。
(それぞれひとつずつ)
※雇用安定措置を講じたパターンがつけだけの場合は両方で同じ選択数をお進みください。

1	2
最も人数の多いもの	2番目に人数の多いもの
1	2
有期雇用のまま、新しい派遣先で就業する	無期雇用に転換し、新しい派遣先で就業する
有期雇用のまま、同じ派遣先企業の異なる部署で就業する	無期雇用に転換し、同じ派遣先企業の同じ部署で就業する
1	2
2	3
3	4

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q40
 雇用安定措置を講じた場合の以下のパターンで、月給額、年取額などのように変化しますか。
 それぞれ最も多いものをお選びください。(それぞれひとつずつ)

	月給額が増える、または変わらない	月給額が減少する、または変わらない	年取額が増える、または変わらない	年取額が減少する、または変わらない	月給額が増える、または変わらない	月給額が減少する、または変わらない	年取額が増える、または変わらない	年取額が減少する、または変わらない
1 派遣先の直接雇用になったとき	1	2	3	4	5	1	2	3
2 有期雇用のまま、新しい派遣先に派遣するとき	1	2	3	4	5	1	2	3
3 無期雇用に変換し、新しい派遣先に派遣するとき	1	2	3	4	5	1	2	3
4 有期雇用のまま、同じ派遣先企業の異なる部署に派遣されるとき	1	2	3	4	5	1	2	3
5 無期雇用に変換し、同じ派遣先企業の同じ部署に派遣されるとき	1	2	3	4	5	1	2	3

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



貴事業所における、同一労働同一賃金の法施行前の状況についてお答えいただけますか。

Q41

貴事業所の正社員に支給されている下記手当類について選択してください。
名称が異なっても性質が同じ場合は、「支給あり」として回答ください。
(それぞれひとつずつ)

手当類	正社員全員に支給あり	一部の正社員に支給あり	支給なし
1 通勤手当(交通費)出張旅費	10	20	30
2 技能手当、技術(資格)手当など	10	20	30
3 業績手当など	10	20	30
4 役職手当など	10	20	30
5 特殊作業・特殊勤務手当	10	20	30
6 精霊手当など	10	20	30
7 時間外労働に対して支給される手当	10	20	30
8 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当	10	20	30
9 食費手当	10	20	30
10 単身社宅手当	10	20	30
11 地域手当	10	20	30
12 家族手当、扶養手当、育児支援手当など	10	20	30
13 住宅手当など	10	20	30
14 上記のいずれにも該当しない手当	10	20	30



前のページに戻る 次へ



賞与	10	20	30
15 賞与	10	20	30
退職金	10	20	30
16 退職金	10	20	30



前のページに戻る 次へ



※回答中にグラフの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q42_1

貴事業所の「**定期雇用派遣労働者**」における、下記の制度の適用状況を選択してください。
名称が異なっても、資金の性質が同じ場合は、「支給あり」として回答ください。
(それぞれひとつずつ)

手当類	全員に支給あり	一部社員に支給あり	支給なし
1 通勤手当(交通費)/出張旅費	10 20 30	10 20 30	30
2 技能手当、技術(資格)手当など	10 20 30	10 20 30	30
3 業績手当など	10 20 30	10 20 30	30
4 役職手当など	10 20 30	10 20 30	30
5 特殊作業・特殊勤務手当	10 20 30	10 20 30	30
6 精進手当など	10 20 30	10 20 30	30
7 時間外労働に対して支給される手当	10 20 30	10 20 30	30
8 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当	10 20 30	10 20 30	30
9 食事手当	10 20 30	10 20 30	30
10 単身赴任手当	10 20 30	10 20 30	30
11 地域手当	10 20 30	10 20 30	30
12 家族手当、扶養手当、育児支援手当など	10 20 30	10 20 30	30
13 住宅手当など	10 20 30	10 20 30	30
14 上記のいずれにも該当しない手当	10 20 30	10 20 30	30

賞与	10 20 30	10 20 30	30
15 賞与	10 20 30	10 20 30	30
退職金			
16 退職金	10 20 30	10 20 30	30

給与とは別に支給される金銭、一時金、ボーナス。会社や個人の業績等に連動する場が多い。

退職一時金制度や企業年金制度等。規定に応じて支払われる。



前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が強制になりますのでご注意ください)



Q42.2
 貴事業所の**有期雇用派遣労働者**における、下記の制度の適用状況を選択してください。
 名称が異なっても、資金の性質が同じ場合は、「支給あり」として回答ください。
 (それぞれひとつずつ)

手当類	回答方向		
	全員に支給あり	一部社員に支給あり	支給なし
1 通勤手当(交通費)出張旅費	100%	20%	30%
2 技能手当、技術(資格)手当など	100%	20%	30%
3 業績手当など	100%	20%	30%
4 役職手当など	100%	20%	30%
5 特殊作業・特殊勤務手当	100%	20%	30%
6 精進手当など	100%	20%	30%
7 時間外労働に対して支給される手当	100%	20%	30%
8 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当	100%	20%	30%
9 食事手当	100%	20%	30%
10 単身社宅手当	100%	20%	30%
11 地域手当	100%	20%	30%
12 家族手当、扶養手当、育児支援手当など	100%	20%	30%
13 住宅手当など	100%	20%	30%
14 上記のいずれにも該当しない手当	100%	20%	30%

賞与			
15 賞与	給与とは別に支給される金銭、一時金、ボーナス。会社や個人の業績等に連動する場合が多い。	100%	20%
16 退職金	退職一時金制度や企業年金制度等。規定に応じて支払われる。	100%	20%
		100%	30%

前のページに戻る

次へ

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除となりますのでご注意ください)



Q43

2020年4月1日から法律が施行される「同一労働同一賃金」では、「派遣先均等・均衡方式」「労働協定方式」のいずれかにより、派遣労働者と通常の労働者の不合理な待遇差を解消することが義務化されます。貴事業所の選択に最も近いものをお選びください。

注)「派遣先均等・均衡方式」とは、派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇を確保するやり方。
「労働協定方式」とは、派遣元の過半数労働組合もしくは代表者と派遣元事業主との間で一定の事項を定めた労働協定を書面で締結し、労働協定で定めた事項を遵守し待遇を決定するやり方。

- 1 派遣先均等・均衡方式
- 2 労働協定方式
- 3 2方式併用(派遣先均等・均衡方式が主)
- 4 2方式併用(労働協定方式が主)
- 5 まだ決めていない

前のページに戻る

次へ

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除となりますのでご注意ください)



Q43SQ1

派遣先均等・均衡方式を使う事業所にお伺いします。貴事業所の派遣労働者と、派遣先の通常の労働者(いわゆる正社員)で職務内容が同一の者との待遇相違の解消に向けて、派遣先との認識の共有や交渉が必要となりますが、どこ(誰)と話し合いますか。(いくつでも)

- 1 派遣元事業主の人事部門
- 2 派遣元事業主の購買、調達部門
- 3 派遣労働者が派遣されている部門の長
- 4 派遣労働者が派遣されている部門の担当者
- 5 その他(具体的に:)

前のページに戻る

次へ

※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除になりますのでご注意ください)



Q43SQ3

派遣先均等・均衡方式を使う事業所にお伺いします。
下記の教育訓練、福利厚生について、現在何割くらいの派遣先が対応してくれていますか。
(それぞれひとつずつ)

回答方向		2割未満	2割以上5割未満	5割以上8割未満	8割以上	把握していない
1	派遣先の「比較対象労働者」の賃金・待遇に関する情報提供 ※「比較対象労働者」とは、派遣先の通常の労働者(いわゆる正社員)で、派遣労働者と職務内容が同一の者などのことです。	10	20	30	40	50
2	業務遂行に必要なスキルを付与する研修の実施	10	20	30	40	50
3	派遣先で既に行われている業務研修への参加機会の付与	10	20	30	40	50
4	派遣先における食堂、休憩室、更衣室といった福利厚生施設の利用	10	20	30	40	50
5	派遣先の転勤者用住宅の利用	10	20	30	40	50
6	派遣先における安全管理に関する措置・給付	10	20	30	40	50

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が削除になりますのでご注意ください)



Q43SQ2

派遣先均等・均衡方式を使う事業所にお伺いします。
貴事業所の派遣労働者と、職務内容が同一の派遣先事業所の通常の労働者(いわゆる正社員)との待遇相違の解消に向けて、派遣料金の交渉や教育訓練、福利厚生への配慮について派遣先と話し合いを行っていますか。
(それぞれひとつずつ)

回答方向		現在行っている	まだ行っていない 予定あり 2024年4月までに	未定
1	派遣料金の交渉	10	20	30
2	教育訓練	10	20	30
3	福利厚生	10	20	30

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(これまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q44

貴事業所の派遣労働者は労働組合に加入していますか？(いくつでも)

- 1 派遣労働者が加入している企業内組合があり、過半数組合である
- 2 派遣労働者が加入している企業内組合があるが、過半数組合ではない
- 3 企業内組合はあるが、派遣労働者は加入していない
- 4 企業内組合はない
- 5 エンオン等、社外の労働組合に加入している派遣労働者がいる
- 6 わからない

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(これまでの回答が削除されますのでご注意ください)



Q45

貴事業所では、「同一労働同一賃金」の労使協定の締結のために過半数代表者を選出していますか。

- 1 過半数代表者は選出しておらず、今後も選出しません
- 2 過半数代表者は選出していませんが、今後選出する
- 3 内勤社員や営業等、派遣労働者以外から過半数代表者を選出している
- 4 派遣労働者から過半数代表者を選出している
- 5 わからない

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効となりますのでご注意ください)



Q46

Q43で労使協定方式を選択した事業所にうかがいます。
 労使協定方式では、派遣労働者の賃金は、厚生労働省令で定められた「一般賃金(同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額)以上でなければなりません。
 一般賃金の定義や比較の現時点の取組み状況として、最も近いものをご選択ください。

- 1 一般賃金については知らていないが、
また派遣労働者の賃金と比較していない
- 2 一般賃金について知っていて、
派遣労働者の賃金との比較に取り組み始めた
- 3 一般賃金について知っていて、
派遣労働者の賃金との比較は終わった
- 4 一般賃金について知っていて、
派遣労働者の賃金が一般賃金以上になるように是正・整備も終わった
- 5 わからない

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効となりますのでご注意ください)



Q45SQ

過半数代表を選出する、していると答えた事業所にうかがいます。
 過半数代表をどのように選出しますか?(いくつでも)

- 1 投票や挙手により選出する
- 2 信任(あらかじめ特定の候補者を定め、その者について労働者が賛否を表明する)
- 3 話し合いにより選出する
- 4 親睦会の代表者等、特定の者が自動的となる
- 5 その他 (具体的に:)
- 6 わからない

前のページに戻る

次へ



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(それまでの回答が削除になりますのでご注意ください)



Q47

同一労働同一賃金の推進によって派遣労働者の手取り賃金はどうか変化する見込みですか。派遣労働者によって異なる場合は、最も多いパターンをお答えください。
(それぞれひとつずつ)

回答方向		5%以上増える	1~5%増える	同じ	1~5%減る	5%以上減る	わからない
		1	2	3	4	5	6
1	手取り賃金の総額 (交通費、各種手当、賞与等含む)	1	2	3	4	5	6
2	交通費を除いた、手取り賃金の総額 (各種手当、賞与等含む)	1	2	3	4	5	6

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。(それまでの回答が削除になりますのでご注意ください)



派遣法改正への対応についてお聞きします。

Q48
労働者派遣法の改正に対応が完了するまでにかかった/かかる期間について教えてください。
(それぞれひとつずつ)

注)労働者派遣法の2015年改正(2015年9月施行)は、業種区分の拡大、派遣の期間制限の見直し、雇用安定措置・キャリアアップ措置の義務化など、2018年改正(2018年4月施行)は、同一労働同一賃金による派遣先労働者や派遣元労働者との均等・均衡待遇の促進など。

回答方向		6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
		1	2	3	4	5
1	キャリアアップ措置・雇用安定措置 支援措置など)	1	2	3	4	5
2	同一労働同一賃金)	1	2	3	4	5

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q49
 貴事業所において労働者派遣法の改正に対応するためにかかった/かかる費用について教えてください。(それぞれひとつずつ)

	1	2
0円	1 ●	1 ●
～50万円未満	2 ●	2 ●
50～100万円未満	3 ●	3 ●
100～200万円未満	4 ●	4 ●
200～300万円未満	5 ●	5 ●
300～500万円未満	6 ●	6 ●
500万円～1000万円未満	7 ●	7 ●
1000万円以上	8 ●	8 ●

回答方向

前のページに戻る 次へ



※回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。(それまでの回答が無効になりますのでご注意ください)



Q50
 労働者派遣法の改正に関して意見があればお書きください。

前のページに戻る 回答を送信する

